

北海道介護職員処遇改善支援交付金交付要綱

(趣旨)

- 1 この要綱は、北海道介護職員処遇改善支援交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く介護職員を対象に、賃金改善を行う介護サービス事業所又は介護保険施設（以下「介護サービス事業所等」という。）に対して、当該賃金改善を行うために必要な経費を補助することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金の交付対象は、別添「北海道介護職員処遇改善事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、介護職員等の賃金改善を実施する介護サービス事業所等とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、令和4年2月から同年9月サービス提供分の介護報酬総額について、実施要綱の4に基づいて算出された額とする。ただし、算出された額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

交付金の算定根拠となる介護報酬総額は、交付金対象事業者が「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令」（平成12年厚生省令第20号）第1条第3項に規定する審査支払機関である市町村又は市町村から委託を受けた国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ送付し、審査支払機関による審査後の請求情報に基づくものとする。

介護サービス事業者等に対する交付金については、算定の基礎となるサービス提供月にかかる介護報酬総額が確定した後に算定・交付されるものであり、毎月支払うことを基本とする。ただし、令和4年2月分及び3月分については、同年4月分とあわせて支払うこととする。

また、当該算定については、令和4年12月をもって終了するものとし、それ以降は、交付金算定対象期間に係る介護報酬総額が生じた場合であっても、交付金の算定対象としないものとする。

(交付の条件)

- 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業に係る支出証拠書類を整理し、当該証拠書類を交付金の交付の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(交付申請)

- 6 この交付金の交付の申請は、実施要綱の6（2）により介護職員処遇改善計画書を提出するものとする。

(変更の届出)

- 7 交付対象事業者は、介護職員処遇改善計画書に変更があった場合は、実施要綱の6（5）により変更の届出を行うものとする。

(交付金の額の決定)

- 8 知事は、前条までの規定により算定した交付対象事業者に交付すべき交付金の額を、交付金算定月の翌月の末日までに決定のうえ、交付金算定月の翌月の末日までに、対象事業者に通知するとともに、交付金を支払うものとする。

(交付対象事業者の決定)

- 9 知事は、前条により決定した初回の交付額の通知をもって、交付対象事業者として決定したものとする。

(実績報告)

- 10 この交付金の事業実績報告は、実施要綱の6（3）により実績報告書を提出するものとする。

(交付金の支給停止等)

- 11 知事は、交付対象事業者が実施要綱の7（1）の各号に該当する場合には、既に支給された一部若しくは全部の交付金の返還を命じるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。